

議案第22号

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 案

第1条 大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準） 第3条 第1条の基準は、<u>次条及び第5条に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第1条から第14条の4まで並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）附則第3条及び第4条（これらの規定のうち設備運営基準に係る部分に限る。）並びに次の各号に掲げる児童福祉施設の区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。</u> [(1)～(13) 略] <u>（電磁的記録）</u>	（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準） 第3条 第1条の基準は、<u>次条</u>に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第1条から第14条の4まで<u>及び</u>次の各号に掲げる児童福祉施設の区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。 [(1)～(13) 同左]

<u>第5条</u> <u>児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定による基準において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（設備運営基準第88条の5に規定する電磁的記録をいう。）により行うことができる。</u> <u>第6条・第7条</u> [略]	[新設] <u>第5条・第6条</u> [同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

第2条 大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準) 第3条 第1条の基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第1条から第14条の4まで並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働	(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準) 第3条 第1条の基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第1条から第14条の4まで並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働

省令第10号) 附則第3条及び第4条（これらの規定のうち設備運営基準に係る部分に限る。）、<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）附則第2条（設備運営基準に係る部分に限る。）並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号）附則第2条並びに次の各号に掲げる児童福祉施設の区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。</u> [(1)～(13) 略]	省令第10号) 附則第3条及び第4条（これらの規定のうち設備運営基準に係る部分に限る。）<u>並びに</u>次の各号に掲げる児童福祉施設の区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。 [(1)～(13) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月9日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。